

グリーン電力証書のお申込みについて

(ここでは再生可能エネルギー＝自然エネルギー＝グリーン電力とご理解ください)

グリーン電力とグリーン電力証書の考え方

温室効果ガスを出さない電気の価値

グリーン電力とは、風力、太陽光、バイオマス(生物資源)などの再生可能エネルギーにより発電された電力のことです。再生可能エネルギーには、

- 有限な資源である化石燃料を消費しない
- 持続的な利用が見込まれる、エネルギー安定供給に貢献する
- 一般に温室効果ガスや有害ガスの発生がゼロか極めて小さい

などの優れた特質があります。このように環境負荷の小さい再生可能エネルギーで発電された電気は、「電気そのものの価値」のほかに、省エネルギーやCO²排出削減といった付加価値を持った電力と考えることができます。これらはグリーン電力の持つ「環境価値」と呼ばれています。

環境価値を使うための証書化

この目に見えない「環境価値」を「電気そのもの」と切り離して、「グリーン電力証書」というかたちで取引をすることで、証書の購入者は再生可能エネルギーによって発電されたグリーン電力を使用している、とみなすことができます。つまりグリーン電力とは、再生可能エネルギー発電設備を持たなくても、グリーン電力相当量の再生可能エネルギーの普及に貢献できる仕組みです。

これにより再生可能エネルギー発電事業者は、自社で発電した電気が持つ「環境価値」を手放すこととなります。そのため「環境価値」が自社に帰属していることを意味する(またはそのような誤解を与えるような)表現による表示はできなくなります。一方でグリーン電力証書の購入者は、実際には再生可能エネルギー発電設備を所有していなくても、「環境価値」を持つことができ、グリーン電力を使用していることを広告などで表示することが可能になります。

グリーン電力証書のメリット

グリーン電力証書のメリットは、再生可能エネルギー発電事業者と証書利用者それぞれにあります。証書発行事業者等が公表している情報を元に、どのようなメリットがあるのかをご紹介します。

1) 再生可能エネルギー発電事業者

- 自家発電による買電料金の低減や売電収入のほかに、環境価値の提供による収入が得られ、これを設備の維持・運営・増強などに活用することができる。
- 多くの企業や市民が証書を利用することでCO²削減、環境改善に間接的に貢献できます。(ただし発電事業者は「環境価値」を手放すため、自社のCO²削減には使えなくなります。)

2) グリーン電力証書利用者

- 電気と環境価値を切り離して取引するため、電力契約にかかわらず、再生可能エネルギーを利用することが可能になります。
- グリーン電力証書に記載された電力量は、CO²を排出しない電気を利用したとみなすことができ、環

境・温暖化対策として活用することが可能です。

- グリーン電力証書の内容や、証書発行事業者などが提供するロゴマークなどを環境報告書や CSR レポート等に記載することが可能です。
-ISO14000 シリーズの取得・更新に利用することが可能です。
- 「グリーン電力で作った商品」や「グリーン電力を利用したコンサート」、「書籍」、「旅行」など環境価値を活用した様々な商品化が可能です。

グリーン電力証書の仕組み

グリーン電力証書とは、再生可能エネルギーにより発電された電気の「環境価値」です。この「環境価値」を購入するためには、証書発行事業者にグリーン電力証書の購入申し込みを行います。それを受け証書発行事業者は、グリーン電力証書を発行するためにグリーンエネルギー認証センターにグリーン電力設備認定を受けた発電所から発電された電力量の認証申請を行います。認証された電力量はシリアルナンバーを付与されたグリーン電力証書として、証書発行事業者より購入者に発行されます。証書購入費用は証書発行事業者により異なりますが、証書発行事業者を通じて再生可能エネルギー発電設備の維持・拡大などに利用されます。

グリーン電力証書の制度や仕組み、グリーン電力証書を購入するとどのようなメリットがあり、なぜグリーン電力が必要なのか、ご理解いただけましたでしょうか。皆さまに合った最適なグリーン電力証書の使い方がきっとあるかと思えます。

長野県内で生産された太陽光発電のグリーン電力を是非ご活用いただき、自然エネルギーの地産地消、自然エネルギーが広がるようご支援をお願いいたします。

現在の長野県内生産地は、 1.長野県内の発電所(主に中南信) 2.松本市内の発電所 の2地域です。

グリーン電力証書をご購入いただくことは、CO₂ の削減に留まらず、自然エネルギー発電の普及拡大や発電設備の維持管理にも貢献していただくことになります。

グリーン電力証書に関する詳細なご案内や情報公開は、当団体のホームページにて随時行って参ります。

当証書発行事業者の「グリーン電力証書交付契約約款」、「マーク使用と表現のガイドライン(Smak-Green)」等をご確認いただき、別紙「グリーン電力証書購入申込書」をFAXしていただくか、当団体Webの申込みフォームからメールでお申し込みをお願いいたします。内容をご確認したうえ、折り返しご連絡いたします。

【グリーン電力証書お申込みにあたって】

• グリーン電力証書発行の時期とお引渡し

平成 21 年度に「長野県元気づくり支援金事業」と「環境省モデル事業」でスタートしたグリーン電力証書事業は、平成23年 3 月 25 日に初めてグリーン電力量認証を受け、念願だったグリーン電力証書を発行ができるようになりました。現在のところは、当団体がグリーン電力証書を発行した事例(活用事例)が少ないのですが、企業様、社団法人等の団体様、NPO法人やイベントの実行委員会様、また個人の方々にグリーン電力証書をご購入いただき、間接的ではありますがそれぞれのお立場で、「地元で発電された太陽光発電の電気を使っていることや環境に配慮していること」、「自然エネルギーを支援したり、CO₂をオフセットしていること」など、地球温暖化や資源やエネルギーの問題を真剣に捉え、ご利用いただいております。

証書購入のお申込みから証書のお引渡しまでは、基本的にご注文から 10 日以内にお届けいたします。当社が保有するグリーン電力認証量(保有する残量)などの事情により延滞する恐れがある場合には、ご連絡をいたします。

* 銀行振り込みの場合、入金確認後の発送を基本としますが請求書のご希望などご相談をお受けいたします。

• 必要電力量を求めるポイント

- ① サービス、製品製造、イベントなどのどの部分にグリーン電力を使用するのかを決め、グリーン電力を充当する範囲を明確にします。
- ② 次に充当する範囲で実際に消費される電力量を試算します。計測器を使って実測する方法もありますが、個々の機器の定格消費電力と使用時間から計算する方法、過去の使用実績(電力会社の検針記録など)を基にする方法など、状況によっていくつかの方法があります。
- ③ イベントや会議など1~数日の場合や自社ビルや工場などで長期間に充当する場合など、充当する期間を明確にすることもポイントです。
- ④ 100%グリーン電力化するのか、50%にするのか、また1ヵ月分を対象にするのか、1年もしくはそれ以上を対象にするのかなどにより、必要になるグリーン電力量は大きく変わってきます。

* グリーン・エネルギー・マークを使用する際は、グリーンエネルギー認証センターにマーク使用の申請が必要になりますが、その際に電力量を客観的に証明する資料の添付が求められます。

• 小口スポット購入(少量のセット購入)と500kWhを超える購入

- お試しいただき易さを考慮し、小口のグリーン電力量毎に
50kWh/3,150 円 100kWh/4,200 円 200kWh/5,250 円 500kWh/9,450 円(税込価格)
の4種類をご用意いたしました。いずれも証書発行料を含んでいます。
- 500kWhを超え10,000kWh以下の購入の場合は、100kWh単位で上乘せし、購入希望電力量に15円/kWhを乗じた金額になります。
証書発行料は、上記金額に10%を乗じた金額とします。ただし、証書発行料は5,000円を上限とします。
10,000kWhを超える場合は、ご相談ください。

当社が保有するグリーン電力認証量を上回る量のご注文があった場合は、予告なく販売を一時中断する場合があります。

• 証書のサイズ

A3サイズ、A4サイズ、はがきサイズの3種類からお選びいただけます。

• 公的報告制度

温対法=地球温暖化対策の推進に関する法律、東京都環境確保条例=都民の健康や安全を確保する環境に関する条例、長野県地球温暖化対策条例などの公的報告制度において、温室効果ガス削減等を目的としてグリーン電力証書を活用される場合には、「活用する」を選択してください。その場合、対象となる制度名・報告対象者名・報告対象事業所名・事業所の所在地を必ずご記入ください。なお、充当期間は年度を跨ぐことがないようお願いいたします。

• 補足(CO2 排出量削減効果を示す場合の表現明記)

CO2 排出量の削減効果をグリーン電力証書の導入効果をもって表現する場合には、計算に使用したCO2 排出係数を必ず明記してください。

(例) グリーン電力導入により 年間約 5,000トンのCO2 排出量を削減。

(CO2 排出係数 : 0.000 * * * t - CO2/kWh)

• **証書代金以外に必要な料金**

送料 一律 630 円(ただし、証書購入金額が 1万円以上は送料無料)

銀行振り込み手数料 お申込者様の負担

• **キャンセル**

キャンセルをご希望の場合はお早めにご相談ください。

なお、証書作成、発送後のキャンセルはできかねますので、お申込み前に充分ご注意ください。

• **クーリングオフ**

いわゆる一般的な訪問販売や電話勧誘販売などとは異なり、グリーン電力証書システムを熟慮のうえでお申込みいただき販売する形態のため、クーリングオフの対象外とさせていただきます。

• **不良品**

当団体の業務による証書の間違い、印刷不良、また郵送中の事故による破損の場合は、証書到着後 1 週間以内にご連絡ください。その際にお送りした証書のご返送をお願いします。ご返品不良を確認後、新たな証書を発行させていただきます。

• **返品**

グリーン電力証書という特性上、大変申し訳ございませんが、ご購入者様のご都合による返品はお受けできませんので、充分ご確認のうえお申し込みをお願いいたします。

• **個人情報のお取り扱いについて**

お申込みいただいた内容は、許可なく第三者への開示はいたしません。ただし、グリーン電力認証センターや関係機関から証書関連情報の公開を義務付けられている範囲についてはこの限りではありません。

当団体ホームページにグリーン電力証書のお申込、証書代金、表現のガイドラインなどの詳細を掲載しています。ご相談やご不明な点がございましたらお問い合わせください。

* 証書ご購入代金の一部を「福島原子力発電所の事故で避難を余儀なくされた方々や、また震災で被災された方々の関係自治体へ義援金としてお送ります。

グリーン電力証書を利用することは、信州の自然エネルギー拡大や発電設備の維持管理をささえ、またエネルギーの地産地消の推進を支援することにつながります。

是非、信州で生まれた太陽光発電由来のグリーン電力証書をご活用ください。

よろしくお願い申し上げます。

特定非営利活動法人(NPO法人) 信州松本アルプスの風

〒399-0022 長野県松本市大字松原 81 番地 14

TEL / FAX 0263-58-3958 URL <http://www.smak.jp> E-mail info@smak.jp

E-mail は URL「グリーン電力発行事業者」Webサイト お問い合わせホームもご利用できます